令和５年度重度者グループホーム等整備対象事業者の募集について

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、重度障害者グループホーム等の整備に対して補助を希望する事業者を、次のとおり募集します。

なお、令和５年度については、整備する土地を限定しての募集となります。

**１　整備についての基本的な考え方**

　　重度障害者が地域で自立した生活を営むための受け皿として、重度障害者の継続的な受け入れを可能とするグループホームや生活介護事業所等の整備を対象とします。

**２　募集内容**

（１）整備場所

　住所：住所：千葉市花見川区さつきが丘２丁目２５番地６，７

　面積：合計2,000㎡

　地目：宅地、公園

**千葉市の市有地です。当該土地を市から整備法人に貸し付けます。**

　貸付料見込

　①非営利法人（社会福祉法人等）の場合

　　約1,800,000円/年

　②営利法人の場合

　　約5,400,000円/年

　※貸付料はあくまで現時点での見込みです。固定資産税評価額等により

変動することがあります。

　※貸付料については毎年度算定し、改定されます。

　※非営利法人については貸付料が１/3に軽減されますが、営利法人に

ついては、軽減がありません。

（２）整備条件

上記整備場所に重度障害者（※）を主たる対象とする下記(a)(b)の両方の創設を行うこと

(a) 共同生活援助事業所（グループホーム）

(b) 生活介護事業所

※重度障害者とは、①医療的ケアを必要とする方、②重症心身障害者を指します。

**３　整備区分及び補助基準額等**

（１）整備区分　　創設：グループホーム等を新たに整備（新築）すること

（法人が自ら整備・運営をする場合に限ります。）

（２）補助基準額（令和４年度）

・グループホーム　２６，４００千円（本体　４～１０人）

・生活介護事業所　５５，７００千円（本体　２０人以下）

（３）補助率　　　３／４（国２／４、市１／４）

（４）補助要件　　重度障害者を主たる対象者とする下記(a)、(b)の両方の創設を行う

こと（短期入所事業所を併設することも可能）

1. 共同生活援助事業所（グループホーム）
2. 生活介護事業所

※　詳細については、千葉市ホームページに掲載の国要綱及び市要綱等をご参照ください。ただし、現時点で令和５年度における国庫補助基準額等が示されていませんので、掲載の要綱等は令和４年度の内容のものとなります。令和５年度は変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

**※本補助金の他に、重度障害者グループホーム・生活介護を整備する事業者向けに施**

**設整備費や設備整備費を対象に、住居及び事業所ごとに１５，０００千円（補助率３/４）を上限とした千葉市単独補助金や、事業開始後の初期運営費を補助する市単独事業についても整備を進めております。詳細については下記問い合わせ先までお問い合わせください。**

**４　留意事項**

（１）**本市における令和５年度予算の確保ができなかった場合には、補助金交付はありませんので、その点にも留意した整備計画をお願いいたします。**

(２)　 融資先は「独立行政法人福祉医療機構」からのみとさせていただきます。

（３）　応募件数は、１法人につき１件を上限とします。

（４）　整備計画は単年度とし、年度内に事業完了するものが対象となります。

（５）　事業着手は国の補助金内示（例年７月頃）を受けて、千葉市が交付決定を行った後となります。整備に要する期間を考慮すると、実質的なサービス提供開始は令和６年度からとなる可能性がありますので、事業計画策定に当たってご留意ください。

（６）　補助事業により整備したグループホーム等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分制限等がかかります。

（７）　整地費用及び外構工事費等については補助対象外です。

（８）　当該補助金により整備したグループホーム等が廃止や休止となることがないよう、必ず必要性、具体的な需要の把握を行った上でご提出ください。

（９）　応募書類を受理し、正式にエントリーとします。

（10）　書類等作成にかかる費用は事業者負担となります。なお、提出された書類は返却しません。

（11）　後日、千葉市社会福祉審議会における審査がありますので、別途審査書類作成を依頼します。なお、こちらへ審査書類を提出後は、原則図面等の変更はできません。

（12）**千葉市社会福祉審議会、もしくは国庫補助協議において、不採択となる場合が　　あります。その場合、千葉市での単独補助は行いません。**

（13）　グループホームの防火設備の整備徹底のため、**スプリンクラー設備を整備する（している）ことを応募の条件**とします。

（14）　応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）をご提出ください。

５　応募書類

（１）令和５年度 重度障害者グループホーム等整備補助申込書（様式１）

（２）法人の概要がわかるもの

（３）重度障害者グループホーム等に係る整備調査票（様式２）

（４）重度障害者グループホーム等に係る整備計画書（様式３）

**６　提出期限**

**令和４年１０月１２日（水）１７：００【必着】**

　　※　期限を過ぎた書類の提出については、いかなる理由があっても受理しません。

**７　提出方法**

窓口持参もしくは郵送

　　※　郵送により提出される場合、封筒に「重度障害者グループホーム等整備補助」と朱記してください。また、期限までに到達しない場合は受理できませんので、余裕をもって発送してください。

**８　今後のスケジュール（予定）**

令和４年１０月１２日以降　　千葉市社会福祉審議会への審査書類作成依頼

令和４年１１月３０日　　　　千葉市社会福祉審議会への審査書類提出期日

令和４年１２月中旬以降　　　提出された審査書類によるヒアリング（日程は別途通知）

令和５年　２月頃　　　　　　千葉市社会福祉審議会での審査（出席必須）

令和５年　２月頃　　　　　　対象事業者決定

**９　提出先及び問合せ先**

　〒260-8722

　千葉市中央区千葉港２番１号　千葉中央コミュニティセンター１階

　千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課　施設支援班　星、北田

　TEL:043-245-5174　FAX:043-245-5630

　shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp